

事 務 連 絡
令和4年10月11日

保険医療機関（歯科） 御中

青森県国民健康保険団体連合会

審査結果連絡に係る帳票等の変更について

本会の事業運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会の審査結果について、査定理由の詳細化を図るため、今般、下記のとおり帳票等を変更することといたしますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 審査結果については、現行、増減点事由記号（A～K）のみをお知らせしていましたが、記号に加え具体的な理由を帳票に印字いたします。
（別添参照。事務的な内容のものから順次実施いたします。）
2. 開始時期：令和4年11月審査分から
3. 関係帳票
 - (1) 増減点連絡書
 - (2) 突合点検結果連絡書
 - (3) 増減点返戻通知書
 - (4) オンライン請求用増減点CSV
 - (5) 過誤再審査結果通知書（※）(1)、(4)はオンライン請求システムで参照する帳票。

以上

<p>【問い合わせ先】 青森県国民健康保険団体連合会 審査課 TEL: 017-723-1336</p>
--

別紙（保険医療機関（歯科）帳票例）

月分増減点連絡書（歯科）

ページ

1

医療機関コード： _____

医療機関名： _____ 診療所 _____ 御中

国民健康保険団体連合会

診療年月	受付番号 レセプト番号	保険者番号等	区分	給付 区分	氏名 カルテ番号	箇所	法別	増減点数（金額）	事由	負担	請求内容	負担	補正・査定後内容
			本外		レセプト太郎_50404	13	00	-45	D	1	医管 4.5×	2	1 医管 4.5× 審査結果の理由等：「歯科治療時医療管理料について、1日につき算定ですが、算定回数についてご留意ください。」
						合計	00	-45			2,942		2,897
<p><補正・査定後内容欄></p> <p>・査定の具体的な理由を印字します。 (事務的な内容のものから段階的に実施します。)</p>													
備考													

記号凡例
(増減点箇所)

<入院>	39 薬剤料減点	<入院外>
11 初診	40 処置	11 初診
13 管理	50 手術	12 再診
14 在宅	54 麻酔	13 管理・リハ
21 投薬・内服	60 検査・病理	21 投薬・注射
22 投薬・屯服	70 画像診断	31 X線検査
23 投薬・外川	80 その他	41 処置・手術1
24 投薬・調剤	90 入院基本料	42 処置・手術2
26 投薬・麻毒	92 特定入院料・その他	43 処置・手術3
27 投薬・調基	97 食事療養・生活療養・	44 処置・手術（その他）
31 注射・皮下筋肉内	標準負担額	54 麻酔
32 注射・静脈内	合計（療養の給付合計）	
33 注射・その他	食事（食事療養 合計）	

(増減点事由)

- 診療内容に関するもの
 - 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの
 - 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの
 - 療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの
 - 告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの
 - 事務上に関するもの
 - 固定点数が誤っているもの
 - 請求点数の集計が誤っているもの
 - 縦計計算が誤っているもの
 - その他
- J*: 縦覧点検によるもの
Y*: 横覧点検によるもの
T*: 突合点検によるもの

(補正・査定後内容)

- 縦覧点検
複数月にわたるレセプトの通覧点検により補正・査定された内容

別紙（保険医療機関（歯科）帳票例）

様式3-4

増減点・返戻通知書

医療機関番号

令和 4 年 月請求分（ 月診療分） 診療報酬明細書（柔整療養費支給明細書）を審査した結果、下記のとおり請求点数増減返戻がありましたのでお知らせします。

連合会

診療所殿

令和04年 月 日 作成 1/ 1頁

保険者番号 保険者名	科別	保険 制度	本・家 入・外	法別 ①②③④	被保険者証記号・番号・枝番 被保険者氏名	増減 簡所事由	増減		一部負担金		返戻		摘要	診療 年月	備考
							増点/増額	減点/減額	増額	減額	日数	点数/金額			
	一般		本外		レセプト太郎_50404	13		45					医管	04	
	一般					D							45×2 → 45×1	04	
	一般												審査結果の理由等：『歯科治療時医療管理料について、1日につき算定ですが、算定回数についてご注意ください。』	04	
	一般													04	
	一般							45							
	合計							45							

<摘要欄>
 ・ 査定の具体的な理由を印字します。
 （事務的な内容のものから段階的に実施します。）

箇所の記号			増減点事由		通信欄
医科	歯科	柔整			
10 診察 11~14	10 診察 11~14	10 初検	A 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの		
20 投薬 21~28	20 投薬・注射 21~27	20 往療	B 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの		
30 注射 31~33・39	30 注射・X線検査 31~33・39	30 整復	C 療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの		
40 処置	40 処置 41~44	40 固定	D 告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの		
50 手術・麻酔 54	50 手術・麻酔 54	50 施療	F 固定点数（施術料）が誤っているもの		
60 検査・病理	58 修復	60 金属副子	G 請求点数等の集計が誤っているもの		
70 画像診断	59 補綴 61~64	70 後療	H 縦計算が誤っているもの		
80 その他	60 検査・病理	80 嚥法	K その他		
90 入院 92	70 画像診断	90 その他	J* 縦覧点検による		
93 診断群分類	80 その他		Y* 横覧点検による		
97 食事	90 入院 92		T* 突合点検による		
	97 食事				